公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１４４号
札幌市東区北26条東９丁目３番12号　リレント北26条マンション101号
債務者　保里　泰代（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１０号
札幌市清田区平岡５条１丁目６番６号　エスポアールふじＢ―201号
債務者　伴　麻里絵
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２８号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番８―501号
債務者　岩館　光彦
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９２号
札幌市白石区本通９丁目南７番１―201号
債務者　大橋　航平
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０４号
札幌市西区琴似１条３丁目１番29―201号
債務者　船木絵里香（旧姓用川・佐藤）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３１５号
札幌市白石区東札幌２条３丁目５番40号　コテージ南郷通206号
債務者　岡本　亮弘
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２０号
札幌市北区新琴似５条13丁目８番１―201号
債務者　山崎　祐子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２５号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目２番13号　第５富樫コーポラス101号
債務者　関　　智利
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４８号
札幌市清田区清田８条１丁目９番６号
債務者　松澤　真澄（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７７号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目153番地、申立前の住所北海道厚岸郡厚岸町住の江３丁目186番地　ハウスＤⅢ６号室
債務者　平岡　政弘
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４４号
釧路市星が浦北１丁目１番11号　ｍａｎｓｉｏｎＳ＆Ｍ　佐藤悠梨華　方、住民票上の住所釧路市音別町朝日３丁目51番地
債務者　椎名　征秀
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
福島県会津若松市居合町13番１号　県営住宅01棟13号、前住所福島県北会津郡北会津村大字伊和保丙714番地
債務者　坂内　次子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
群馬県前橋市高花台２丁目９番地　ＲＪ―103号
債務者　加瀬田憲二
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
岐阜県瑞浪市北小田町１丁目165番地
債務者　渡邉　啓司
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１７号
岐阜県中津川市本町４丁目３番８号
債務者　北野　恵司
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１０号
愛知県岩倉市東町六郎丸14番地１　アーバン22・101号
債務者　下川　裕子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部